

○北海道教育大学大学戦略本部規則

(制 定 平成30年3月27日平成29年規則第25号)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成26年規則第25号)第23条第2項の規定に基づき、大学戦略本部(以下「戦略本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 戦略本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学戦略の企画立案に関すること。
- (2) 戦略的な大学改革を推進するための施策の策定に関すること。
- (3) 戦略的な大学改革を推進するための調査及び研究に関すること。
- (4) その他学長が指示する業務に関すること。

(組織)

第3条 戦略本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 部長
- (6) 学長が指名する職員
- (7) 第5条第1項第2号に規定する室員
- (8) その他学長が必要と認めた者

2 戦略本部に本部長を置き、学長をもって充てる。

3 本部長は、戦略本部の業務を統括する。

4 戦略本部に、インスティテューショナル・リサーチ室(以下「IR室」という。)を置く。

5 戦略本部に、特定の課題(以下「当該課題」という。)ごとに戦略チームを置くことができる。

(戦略本部会議)

第4条 戦略本部に、戦略本部会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、第2条各号の業務を遂行するため、必要な事項について審議する。

3 会議は、第3条第1項各号に掲げる者をもって組織する。

4 会議に議長を置き、本部長をもって充てる。ただし、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。

5 会議は、第3条第1項各号に掲げる者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(IR室)

第5条 IR室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員
- (3) その他本部長が必要と認めた者

2 室長は、本部長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

3 IR室は、会議の決定を受けて、次に掲げる事項に係る調査、情報収集、研究及

び情報の提供を行う。

- (1) 情報の分析を通じた計画策定の促進及び支援に関すること。
 - (2) 高等教育政策の分析及び政策関連テーマの研究に関すること。
 - (3) 戦略の評価、自己点検プロセスの調整に関すること。
 - (4) 学生の意識調査、エンrollment・マネジメント研究等の支援に関すること。
 - (5) データベースを利用したデータ収集及び検証並びに当該データベースの整備に関すること。
 - (6) 収集データの分析及びその解釈並びにコンサルテーションに関すること。
 - (7) 政府等へのレポート作成及び外部出版物へのデータ提供の支援に関すること。
 - (8) 学内におけるデータ及び情報の普及活動並びにデータ分析報告の支援に関すること。
 - (9) その他大学の計画策定、政策決定及び意思決定業務等の支援に関すること。
- 4 IR室は、適時に業務の進捗状況等の報告を行うものとし、本部長から照会があった時は速やかにこれに回答する。
- 5 その他IR室に関し必要な事項は、別に定める。

(戦略チーム)

第6条 戦略チームは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) チームリーダー
 - (2) サブリーダー
 - (3) チームリーダーが指名する特別補佐
 - (4) チームリーダーが指名する職員
 - (5) その他チームリーダーが必要と認めた者
- 2 チームリーダーは、本部長が指名する理事又は副学長をもって充て、戦略チームを統括する。
- 3 サブリーダーは、チームリーダーの指名する者をもって充て、チームリーダーを補佐する。
- 4 戦略チームは、会議の決定を受けて、次の業務を行う。
- (1) 当該課題に係る対応施策、実施計画等(以下「対応施策等」という。)を企画立案すること。
 - (2) 当該課題に関係する教育研究組織等に対し、対応施策等の実施を依頼すること。
 - (3) 当該課題に対応するための調査、検証、分析等を行うこと。
 - (4) その他本部長から指示された業務
- 5 戦略チームは、業務遂行にあたって必要と認めるときは、別の戦略チームと共同又は連携して業務を行うことができる。
- 6 戦略チームは、必要と認めるときは、戦略チームの下に、ワーキング・グループを置くことができる。ただし、別の戦略チームと共同又は連携して業務を行う場合、当該別の戦略チームと協議の上、合同のワーキング・グループを置くことができる。
- 7 戦略チームは、戦略本部に対し、次に掲げる事項について報告を行う。

- (1) 対応施策等を立案したときは、企画立案した対応施策等
 - (2) 第4項第3号の調査、検証、分析等の結果結論に至ったときは、当該結論
 - (3) 戦略チームが報告を行う必要があると認めたときは、必要と認めた事項
 - (4) その他戦略本部から報告を求められた事項
- 8 戦略本部は、戦略チームが業務を完了し、又は、戦略チームを設置する必要が失われたと認めるときは、戦略チームを解散するものとする。
- 9 その他戦略チームに関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 戦略本部の庶務は、関係各課室の協力を得て総務部企画課において行う。
ただし、戦略チームの庶務は、当該戦略チームの業務を所掌する課室において行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、戦略本部の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年3月27日から施行する。